

○家庭教育相談員に関する基礎能力等認定業務実施内規

平成12年4月1日
制定

(目的)

第1条 大妻女子大学家政学部児童臨床研究センター家庭教育相談員基礎能力等認定規程(平成12年4月1日制定。以下「認定規程」という)附則1の規定に基づき、家庭教育相談員の基礎能力等を認定する業務の細目について定める。

(家庭教育相談員基礎能力の認定)

第2条 基礎能力の認定は次に示す各号のうち、申請者の該当する専攻、免許及び資格に関わる科目の単位による。

- (1) 児童学専攻で、保育士資格を取得しようとする者は、取得に要する必修科目及び選択科目から70単位を申請する。
- (2) 児童学専攻並びに児童教育専攻で、幼稚園教諭免許状を取得しようとする者は、それぞれの取得に要する教科に関する科目及び教職に関する科目の中から70単位を申請する。
- (3) 児童教育専攻で、小学校教諭免許状を取得しようとする者は、取得に要する教科に関する科目の中から70単位を申請する。
- (4) 申請者の履修する単位が、前各号に規定する70単位に満たない場合には、認定に必要な70単位に達するよう、さらに児童学科専任教員の担当する教科又は教職に関する科目を選択履修する。
- (5) 前各号に規定する必要単位の科目には、「児童臨床特講」又は「保育臨床論」の何れかが評価B以上の成績を得て必ず含まれていることとする。

第3条 基礎能力の認定に合格する基準は、前条に定める科目の中50単位以上の評価がAの成績を得ていることとする。

(家庭教育相談員資格の認定)

第4条 認定に必要な事例研究の報告は次の各号の内容を満たしていることとする。

- (1) 保育士、幼稚園教諭又は小学校教諭の日常的な業務における、申請者自身の行なう指導、援助又は家庭教育相談活動を扱った記録であること。
- (2) 扱った内容が、申請者の働きかけだけにとどまらず、指導、援助又は家庭教育相談を必要とする者の状態と併せて具体的に記述してあること。
- (3) 指導、援助又は家庭教育相談の対象とした状態、目標、経過の諸相及び結果が記述解説され、分析及び考察がなされていること。
- (4) 事例研究報告の評価が、所員会が前各号に基づいて作成した評価基準を満たしていること。

(申請要項及び学生便覧記載要項の作成)

第5条 認定規程及び本業務実施要項に基づき、基礎能力等認定の主旨及び申請の手続きの細目を配布する申請要項及び学生便覧に記載しその周知を図る。

附 則

この内規は平成12年4月1日から施行する。